

事業報告書

(自平令和3年5月1日 至令和4年4月30日)

1 医療法人の概略

(1) 名 称 医療法人 純研会

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)

② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人

☐出資額限度法人 ☒その他

③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市上田一丁目6番11号

(3) 設立認可年月日 平成3年9月24日

(4) 設立登記年月日 平成3年10月4日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	澤田内科医院	岩手県盛岡市上田一丁目 6番11号	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実施場所	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和3年6月30日 社員総会にて令和2年度決算の承認決定

(5) 当会計年度内に開設（許可を含む）した主要施設

(6) 当会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

法人名 医療法人純研会

所在地 岩手県盛岡市上田一丁目6-11

医療法人番号

94

財 産 目 録

(令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	46,835 千円
2. 負 債 額	9,509 千円
3. 純 資 産 額	37,326 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,299
B 固 定 資 産	28,536
C 資 産 合 計 (A+B)	46,835
D 負 債 合 計	9,509
E 純 資 産 (C-D)	37,326

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人純研会

所在地 岩手県盛岡市上田一丁目6-11

医療法人番号

94

貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	18,299	I 流 動 負 債	7,450
II 固 定 資 産	28,536	II 固 定 負 債	2,059
1 有 形 固 定 資 産	12,562		
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	9,509
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	15,974	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	13,000
		II 繰越利益剰余金	24,326
		純 資 産 合 計	37,326
資 産 合 計	46,835	負債・純資産合計	46,835

様式 4 - 2

法人名 医療法人純研会

医療法人番号

99

所在地 岩手県盛岡市上田一丁目6-11

損 益 計 算 書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	73,898
2 事業費用	73,586
本来業務事業利益	312
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	312
II 事業外収益	848
III 事業外費用	0
経常利益	1,160
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,160
法人税等	185
当期純利益	975

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 純研会

理 事 長 澤 田 哲 伸 殿

私は、医療法人純研会の令和3年会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和4年6月30日

医療法人 純研会

監 事 細 井 義 行

